

【1. 計画期間】 平成28年2月1日から平成33年1月31日の5年間

【2. 内 容】 家庭と仕事の両立を支援する為の雇用環境の整備

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標① 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

《対策》平成30年3月末まで

・既存資料の見直しと周知

《対策》平成33年1月末まで

・相談体制の整備

目標② 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

《対策》平成31年3月末まで

・既存資料の見直しと周知

目標③ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

《対策》平成32年3月末まで

・育児休業中の待遇・育児休業後の労働条件に関する資料作成と周知

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標① 年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

《対策》平成29年3月末まで

・「有給休暇取得推進月間」の設定と周知

2. 次世代育成支援対策に関する事項

目標① 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施

《対策》平成33年1月末まで

・「子ども自由参観日」の企画と、継続的な実施